[事案 2020-17] 新契約無効請求

· 令和 2 年 11 月 19 日 和解成立

<事案の概要>

募集人が、癲癇の持病を知りながら保険に加入させたことを理由に、契約の取消しを求めて 申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成24年10月に契約した介護保険について、以下等の理由により、契約を取り消して、既 払込保険料を返してほしい。

- (1)自分の母を通じて、癲癇の持病があっても加入できる保険について募集人に相談し、加入 することとなったが、その手続きの際、手書きによる告知書の記入見本(質問 4 以外の全 項目につき「いいえ」に丸印が付けられている。)が募集人から送付され、言われるがまま、 その通りに記入して返送した。
- (2) 令和元年夏頃、中絶手術を受けることになったので募集人に相談したところ、送付された 診断書書式中「既往症」欄の「傷病名」「医療機関」「治療期間」に鉛筆で×印が付けられ ていたため、よく分からず電話で問合せたところ、「記入しないように病院に頼んで。」と 言われた。
- (3) その後、募集人から、本契約の転換を勧める書類が届き、電話で「最近持病持ちになったことにしたら大丈夫。」等と言われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人が、事前に癲癇の持病を知っていた事実、および告知書の記入見本を送付した事実は認める。同送付が癲癇についての不告知を誘発した面は否定できない。
- (2) しかしながら、募集人は、持病を告知しないよう指示したことはなく、むしろ、癲癇であっても何らかの条件付きで加入できると思っていたからこそ、持病に関連すると思われる質問4の選択欄を空欄にして、申立人に告知を委ねた。申立人としても、癲癇持ちであれば条件付きとなることを知った上で、最終的には申立人自らその不告知に及んでいる。
- (3)募集人が転換を勧めた意図は、申立人に正しく告知をして頂いたうえで転換が成立すると、 今後、給付金請求が問題なくできると考えたためであり、万が一転換が成立せず元の契約 に戻った場合には、加入時告知していなかったことが明らかになるが、契約後7年経過し ており契約は解除されない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握する ため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約の取消しは認められないが、以下の理由により、本件は和解により 解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したとこ ろ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1)告知書等の記入見本を申立人に送付したことは、特定の回答に誘導させ得る行為であり、

極めて不適切である。

- (2)募集人は、募集に当たって申立人と一度も会っておらず、このような無面接募集は、不適切であると考えられる。
- (3)給付金を請求する際必要となる診断書を、不実にもとづき作成する (既往症欄を空欄のままで提出させる) 旨を指示するようなことは、絶対にあってはならない。
- (4)申立人の意向を考慮せずに、いたずらに転換を勧めるような身勝手な募集は、適切ではない。